

〇〇〇の会 規約（例）

（名称）

第1条 この会は、〇〇〇(以下「本会」という。)と称する。

（事務所）

第2条 本会の事務所は、魚津市〇〇〇 〇番地に置く。

（目的）

第3条 本会は、〇〇〇に関する活動(事業)を行うことにより、〇〇〇することを目的とする。

（活動内容）

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動(事業)を実施する。

- (1) 〇〇〇〇〇〇
- (2) 〇〇〇〇〇〇
- (3) 〇〇〇〇〇〇
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員の資格）

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、(本会での活動を希望し)入会登録を行った者とする。

（会費）

第6条 会員は、年(月)額〇〇〇円の会費を納入しなければならない。

（役員）

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 〇名
- (4) 監査 〇名

（役員の任期）

第8条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

（会議）

第9条 本会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

（会則の変更）

第10条 この会則の改正は会議を招集し、総会員数の3分の2以上の賛成を必要とする。

（その他）

第11条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。